

## 【和歌山県立橋本高等学校運動部活動方針】

### 学校教育目標

個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する創造性豊かな人間を育成する。

### 活動方針

- (1) 自主的自発的に活動できるよう配慮し、学年を越えた仲間づくりやコミュニケーション能力を育成する。
- (2) 短期・中期・長期の目標に向け、努力する大切さを学び、常にその達成度について振り返りを行い、目標修正する能力を養う。
- (3) スポーツに興味と関心を持つ生徒が、より高い技能の向上や記録等に挑戦するとともに、仲間と協力し合い友情を深めることができる場とする。

### ① 学校教育の一環としての運動部活動

- (1) 運動部活動の設置
  - ア 本校教育の一環として、運動部活動を設置する。
  - イ 活動方針に基づき、保護者や地域の理解と協力のもと、生徒の自主性を尊重した運動部活動を実施する。
- (2) 運動部活動の方針の策定等
  - ア 校長は、運動部活動方針を策定し、毎年度、点検見直しを行う。
  - イ 運動部顧問は、活動計画や活動実績を作成し、校長に提出する。
  - ウ 校長は、上記のア及びイを学校関係者に広く周知する。
- (3) 学校全体での共通理解と生徒・保護者及び地域等への周知
  - ア 教職員全体での共通理解や、運動部顧問同士で意見・情報の交換を行い、指導方法の改善に努める。
  - イ 生徒・保護者及び地域に対して、活動方針や活動計画等を文書等で説明し周知する。

### ② 運動部活動を支える環境整備

- (1) 指導体制

複数の指導者により多面的な指導ができるようにする。専門性を有した外部指導者の効果的な活用等、本校の実態に応じた工夫を行う。
- (2) 体育後援会、保護者会、キャプテン会議及び人権特活部

各部の現状や課題を共有し、学校全体で課題解決に向けた取組が行えるようにする。

### ③ 発達の段階に応じた望ましい指導の在り方

- (1) 休養日等の設定
  - ア 「和歌山県運動部活動指針」において示された休養日数及び活動時間を参考に、本校生徒の発達の段階を踏まえた日数・時間設定を行う。
  - イ 各部活動顧問は、担当する部の競技種目における個人・団体等の特性を踏まえた活動計画を立てる。
  - ウ 考査発表・期間中の活動については十分配慮する。
- (2) 指導方法

運動部顧問は、当該競技の経験の有無に関わらず、研修会等に参加し、「効果的な指導法」や「スポーツ医・科学を取り入れた指導法」等を学ぶとともに、他の指導者と交流し情報交換を行うなど、指導者としての自覚を持ち、常に自らの指導力の向上に努める。
- (3) 体罰・不祥事等の防止
  - ア 体罰やセクシュアル・ハラスメント等は絶対に起こさない。
  - イ 活動に係る経費は、保護者の経済的負担に配慮し、保護者の理解を得た上で徴収し、明朗な会計処理及び管理職確認の後、保護者に決算等について報告する。また、その取扱いについては、細心の注意を払う。
- (4) 安全管理と事故防止
  - ア 生徒が常に安全に活動できるよう事故防止に努める。もし、事故が起きた場合は、管理職に報告し、複数教員で迅速にかつ適切に対応できる体制をとっておく。
  - イ 施設・設備・用具の点検項目に従い、定期的に点検・補修を行う。
  - ウ 環境条件（気温・湿度・急激な天候の変化等）に応じた適切な指導に努める。